

身延町小学校社会科副読本作成業務委託

仕様書

身延町教育委員会

令和5年4月

この仕様書は、身延町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する「身延町小学校社会科副読本作成業務委託」（以下「本業務」という。）の内容及び受託者が本業務履行において、特に遵守、留意しなければならない事項を示したものであり、受託者はこの仕様書に定める事項について内容を十分に理解したうえで確実に本業務を履行しなければならない。

なお、「4 委託内容」以下については、本事業の実施状況などから改善する必要があると教育委員会が認める場合は、受託者と協議して変更することがある。

1 業務名 身延町小学校社会科副読本作成業務委託

2 業務期間 令和5年5月1日から令和6年3月27日まで

3 業務の目的

町内の小学校3学年及び4学年の社会科での「地域学習」の副読本として「わたしたちの身延町」を発行し、児童に対して地域の成り立ちや産業の特徴、生活を営む人々の様子など地域学習に関する情報を分かりやすく提供することにより地域に根ざした学習の充実を図り、地域社会に対する理解と誇り・愛着を育成し、地域社会の一員・担い手としての自覚を養うことをねらいとする。

4 業務委託内容

委託業務の内容は、次の事業項目とする。

(1) 企画編集・原稿内容の考証業務

①企画編集

- ・業務を効率的かつ的確に進めるための作業体制の提案
- ・小学校3・4年生の発達段階に応じた表記・表現（イラスト、デザイン作成を含む）の提案・助言と確認
- ・編集委員会及び事務局からの指示・意見等を踏まえ、小学校学習指導要領（平成29年度文部科学省告示第63号。以下「学習指導要領」という）及び現行の教科書に即した編集方針の提案

②原稿内容の考証

- ・学習指導要領及び現行の教科書に即した原稿内容の考証
- ・人権尊重・男女共同参画推進の観点に適合した監修

(2) 製本印刷業務

- ・「わたしたちの身延町」の印刷及び納品
- ・作成に使用した写真等のデータを記録した記録媒体の納品
- ・組版データを記録した記録媒体の納品

5 条件

- ①発行部数 300部
- ②納入場所 教育委員会へ一括納品する
- ③納入期限 令和6年3月16日
- ④規格等に関すること

- 1, 体様 AB判 並製、あじろ綴じ
- 2, 印刷項数 208ページ程度、折込1丁
- 3, 表紙 4色×4色 (紙質) UV ニス加工200
- 4, 本文 4色×4色 (紙質) マットコート57.5
- 5, 図表 イラスト(キャラクターも含む) 30点
地図24点
図版10点
表・グラフ20点
- 6, 写真 写真分解データ作成400点
写真著作権使用10点

⑤編集に関すること

1, スケジュール

契約時期・・・・・・・・令和5年4月28日

編集委員会への参加・・・・令和5年5月・8月・11月(3回開催予定)

校正時期・・・・・・・・令和5年10月中旬(1次)

12月(2次)

令和6年2月上旬(最終)

納品・・・・・・・・令和6年3月16日までに

検査・・・・・・・・令和6年3月24日までに

2, 編集・製本における留意点

- ・現行の副読本の組版データ及び副読本(現物)については提供する
- ・本町教職員で構成された「わたしたちの身延町」編集員委員会及び事務局の求めに応じて必要な支援を行うこと
- ・本町小学校で使用している社会科の教科書を十分に考慮し、児童の社会科学習が円滑かつ効果的に進められるような紙面構成を行うこと
- ・本町の児童が興味や関心を持ち、意欲的に学習に取り組める内容となるように編集・デザインを工夫すること。
- ・教育委員会に適宜進捗状況の報告を行うこと。また、編集委員会に参加し進捗状況の報告

と内容についての意見交換を行うこと。

- ・校正については少なくとも3回程度行うこと。
- ・製本後、検品して納品すること。落丁及び製本上のミスがあった場合は、交換等を行い速やかに対処すること。

6 著作権

成果物の著作権は身延町に帰属する。ただし、本委託事業の実施にあたり、第三者の著作権、その他の権利に抵触するものについては受託者の責任をもって処理すること。

7 その他

本仕様書に疑義が発生したとき、あるいは明記されていない事項については、教育委員会と受託者が協議の上、履行する。